



その投稿、 本当に大丈夫？

特集 P2～4
インターネットと人権
被害者にも加害者にもならないために

pick up!

P5

本市独自の物価高騰対策を実施
子育て世帯へのあま咲きコイン1万円相当分を付与など

P6

7月1日から
災害情報電話サービスの電話番号が変わりました

市報あまがさき電子版(抜粋版)を配信中! 多言語での表示・音声読み上げも利用できます



QR Translator.

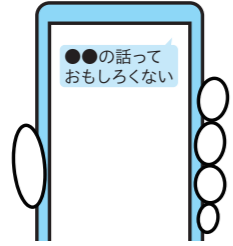


そんなつもりじゃなくても

身近に起こるインターネットトラブル 子どもの場合

1 ささいな行き違いが...

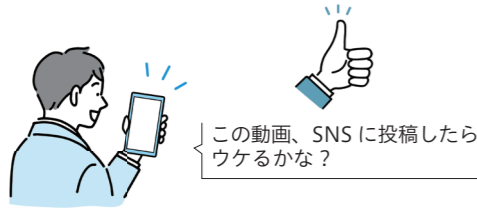
グループトークでメッセージにうっかり「？」を付け忘れ、グループから外された



送信前に見直す習慣を付けましょう。また、受け手は感情をすぐにぶつけず、相手の意図を考えましょう

2 「いいね」が欲しかっただけなのに...

友達と遊んでいる動画を撮り、SNSに投稿したら、不適切と警察に通報され損害賠償責任を負うことに



自分達の行動が公序良俗に反するものでないかどうかの確認をしましょう

3 SNSで友達ができと思ったのに...

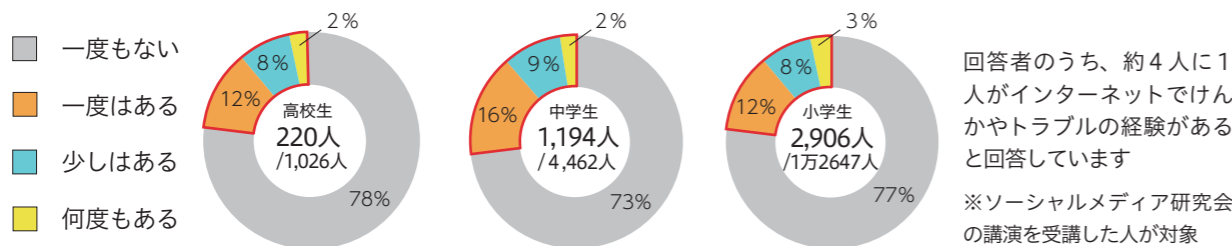
共通の趣味を持つ友達のはずがなりすまして、自分の写真を送ったら態度が急変し、脅迫された



インターネットだけの知り合いに写真などの個人情報や秘密などは明かさないようにしましょう

本市の小学～高校生に聞きました※

インターネットでけんかやトラブルの経験はありますか？



提供：ソーシャルメディア研究会 囲いじめ防止生徒指導担当 ☎4950 - 5787 FAX 4950 - 5658

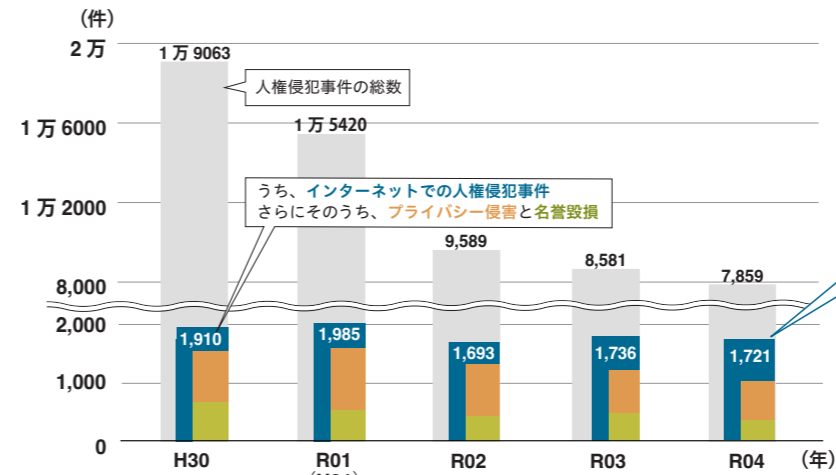
その投稿、本当に大丈夫？

インターネットと人権 被害者にも加害者にもならないために

インターネットは便利な一方で、他人への名誉毀損やプライバシーの侵害、SNSでのいじめなど人権に関わるさまざまな問題が発生しています。国では、SNSなどで誹謗中傷する内容の投稿をした人を特定するための情報開示の裁判手続きがより簡略化されたり、侮辱罪が厳罰化されたりするなどの法整備が進んでいます。被害者にも加害者にもならないために、インターネットで起こり得る人権問題について理解を深めましょう。☎ダイバーシティ推進課 6489 - 6658 FAX 6489 - 6661

インターネットでの人権問題の状況

全国のインターネットでの人権侵犯事件※の数は高水準で推移 ※人権が侵害された疑いのある事件



令和4(2022)年の1,721件のうち、

プライバシーの侵害 **665件**

名誉毀損 **346件**

人権侵犯事件の総数は減少傾向にある中で、インターネットでの人権侵犯事件は高水準で推移しています。中でもプライバシーの侵害と名誉毀損が半数以上を占めています

インターネットトラブルに 詳しい弁護士に聞きました！



弁護士 大田 健司さん

- インターネットを使う際のポイント
- ・個人の特定につながる情報は発信しない
 - ・知らない人とのやりとりは控える
 - ・目の前に相手がいると思って発信する

Q1. トラブルが発生するのはなぜ？

A. インターネットには匿名性や非対面性という特徴があります。投稿先に人がいることを想像しにくいいため、直接では言えないようなことが言えてしまうのです。

Q2. どんなトラブルが増えているの？

A. 未成年に多いのですが、SNSなどのコミュニティ内でのいじめが増えています。ささいな言葉の行き違いからグループを外され集中して悪口を言われるなど、いじめにつながるトラブルが増えています。

Q3. 誹謗中傷ってどんなこと？

A. 真偽に関係なく社会的な評価を下げることや私生活上の情報を無断で公表すること、「ばか」「ぼけ」など相手を侮辱する行為など名誉権・プライバシー権を侵害する行為は誹謗中傷です。

Q4. 法的責任を問われることはあるの？

A. 例えば「あいつは犯罪者だ」など社会的評価を下げることは名誉毀損罪になる場合が、プライバシーの侵害が不法行為として認められたときは民事的責任(損害賠償)を負う場合があります。

物価高騰の影響を受けている皆さんへ 本市独自の物価高騰対策を実施

☎ 1007965 関 政策推進課 ☎ 6489 - 6124 FAX 6489 - 6793



エネルギー・食料品価格など、物価高騰に直面する市民・事業者の皆さんに対し、本市独自の支援を実施します。なお、6月22日現在、①～③については関連予算案を市議会で審議中、④については追加で予算案を同会に提出予定のため、内容が変わる場合があります。

1 実施予定
**子育て世帯にあま咲きコイン
1万円相当分を付与**
☎ 1034451 関 子ども福祉課 ☎ 6489 - 6272

国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象にならない子育て世帯を対象に、子ども1人当たり1万円相当分のあま咲きコインを付与します（10月から付与予定）。

2 実施予定
**あま咲きコインの
お得なキャンペーンを実施**
☎ 1024632 関 地域産業課 ☎ 6430 - 9750

現在実施中の利用額5%分のポイント還元に加え、チャージ額に対して最大10%分のポイント（1人当たり最大4,000ポイント）を付与するお得なキャンペーンを7月下旬から実施します。

3 実施予定
**兵庫県中小企業融資制度を
利用する際の信用保証料を補助**
☎ 1034155 関 地域産業課 ☎ 6430 - 9750

兵庫県中小企業融資制度を利用する際に必要な信用保証料自己負担額の一部（上限50万円、補助率3分の2）を補助します（8月から実施予定）。
関 市内事業者（個人事業主を含む）。

4 実施予定
**社会福祉施設等に
支援金を給付**

▷高齢・障害者のサービス事業▷教育・保育——関連施設などを対象に支援金を給付することで、利用者の皆さんへの安定的なサービスの提供につなげます。対象事業者には通知を送付します。
関 市内事業者。

◆国の物価高騰対策

1 実施中
**低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金**
☎ 1034104 関 子ども福祉課 ☎ 6489 - 6272

5月から、▷低所得のひとり親世帯▷家計が急変した子育て世帯——などに対し、子育て世帯生活支援特別給付金（子ども1人当たり5万円）を支給しています。家計急変世帯などの場合は申請が必要です。

2 実施
住民税非課税世帯に対する給付金
☎ 1034031
関 令和5年度住民税非課税世帯給付金担当 ☎ 6480 - 5560

世帯員全員の今年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給します（7月中旬以降に支給予定）。

市民の皆さまへ 情報セキュリティ対策の徹底に向けた取り組みについて

☎ 1030947 関 総務局企画管理課 ☎ 6489 - 6169 FAX 6489 - 6170

令和4（2022）年6月21日に発生したUSBメモリーの時紛失事案につきましては、市民の皆さまに大変なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

本事案を教訓に、二度と同じような事態を引き起こさないよう情報セキュリティ対策を徹底し、市民の皆さまの安心・安全の確保に努めてまいります。

主な再発防止策

▷サーバールーム内の監視カメラの増設▷委託業務に係

るファイル転送サービスの導入（USBメモリーの使用禁止）▷情報セキュリティ監査（外部監査・内部監査）の充実——など。

デジタルの専門家を外部から登用

7月から、本市における情報セキュリティ対策とデジタル化の推進に向けて、最高情報統括責任者（CIO）と最高情報セキュリティ責任者（CISO）のマネジメントを専門的知見から補佐し、組織横断的な調整を行うための理事（デジタル政策監）を外部から登用しました。

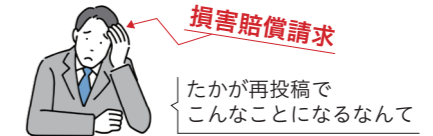
そんなつもりじゃなくても

身近に起きるインターネットトラブル

大人の場合

1 軽い気持ちで再投稿しただけなのに…

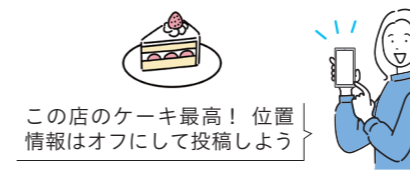
有名人などの悪口を再投稿・拡散したら、発信者として特定され損害賠償請求された



誹謗中傷は再投稿者でも拡散することで加担したとみなされます。匿名であっても特定される仕組みがあります

2 お気に入りを投稿しただけなのに…

インターネット上に写真や動画を投稿したら、知らない人から付きまといられるように



投稿を閲覧できる人を限定して、公開範囲を絞るなどの対策を行い危機管理を徹底しましょう

インターネットでのトラブルに遭ったら人権法律相談へ

毎月第4週目の火曜日午後2時～5時、市役所で、インターネットでの誹謗中傷などでお困りの人向けに弁護士とのオンライン相談を実施します。1人当たり30分、同一案件につき1人2回まで。
関 市内在住か通勤、在学

の人の☎電話か直接市役所中館7階尼崎人権啓発協会か同協会のホームページの専用フォームから。同協会でも相談内容を審査します。
関 同協会 ☎ 6489 - 6815 FAX 6489 - 6818。



1人で悩む前に相談しましょう！
本市の人権法律相談を担当する弁護士に聞きました

【解決事例】
自身の写真がインターネット上に投稿されプライバシーの侵害に当たると思うが、誰が投稿したか分からず気持ち悪い。投稿者を特定したいという相談でした。

裁判所に訴え、プライバシーの侵害に当たるとの主張が認められたため、投稿先の運営会社に対し、発信者情報開示仮処分申立投稿がされた日時に通信があったIPアドレス※を開示する命令）が行われました。この申立が認められ、投稿に使われた通信会社が判明しました。その通信会社に対し、投稿者の氏名・住所などを開示するよう求める裁判を起こし、投稿者を特定することができました。さらに、投稿も削除することができました。情報開示により判明した投稿者は、相談者と居住している地方も違うものではない第三者でした。※インターネット上の住所のようなもの

解決につながった大きな要因は、投稿者を見つけてすぐに専門家に相談に来たことです。発生直後だったので、通信履歴などの保存期間内にURLなどの投稿情報を特定することができ、通信会社に保存依頼まで行うことができました。

目的がどうであれ、人権侵害は許されません。インターネットでの誹謗中傷などに悩んでいる人は、少しでも早く専門家に相談することを勧めます。全ての問題を法的に解決することは難しいかもしれませんが、専門家に相談しないと分からないこともあり、法律のフィルターを通して納得や理解・安心できることがあると思います。ぜひ市役所の人権法律相談を利用してください。

弁護士 津久井 進さん
紹介します。

インターネットでの誹謗中傷などに悩む人やインターネットがきっかけで事件や犯罪に巻き込まれた人からの相談などに幅広く対応しています。その中で手掛けた事例を紹介いたします。